**業務委託契約書**

〇〇株式会社（以下「甲」という。）と株式会社△△（以下「乙」という。）は、第１条に定める業務の委託について、次のとおり業務委託契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第１条（目的）

１．本契約は、甲が■■の名称で提供するサービスの開発に際し、次の各号に定める業務（以下「本件業務」という。）を、甲が乙へ委託する際の基本となる事項および各個別契約に共通する事項を定めることを目的とし、本契約の有効期間中、甲乙間においてその都度締結する個別契約に適用する。

（１）・・・・・

（２）・・・・・

（３）その他上記に付随する業務一切

２．個別契約の内容が本契約と抵触するときは、個別契約の条項が優先的に適用されるものとする。

第２条（個別契約の成立）

1. 個別契約は、甲から取引内容を記載した業務委託発注書を、書面または電子メールで乙に申し込み、乙が業務委託請書による承諾の意思表示を書面または電子メールにて甲に発送した時点で、成立するものとする。なお、乙が上記発注書を受領後、１週間以内に承諾の意思表示を行わない場合には、甲の申し込みを乙が承諾したものとみなす。
2. 甲は、仕様の変更その他必要があると認めたときは、個別契約の内容を変更することができる。個別契約の内容に変更があった場合、甲は変更となる個別契約に関する業務発注書を特定した上で、変更箇所を書面または電子メールで乙に申し込み、乙が承諾の意思表示を書面または電子メールにて甲に発送した時点で、変更契約が成立するものとする。

第３条（業務委託発注書の内容）

　業務委託発注書には、委託年月日、本件業務の内容、金額、支払条件等の必要事項を定めるものとする。

第４条（再委託）

１．乙は、事前に甲の書面による承諾を得た場合に限り、本件業務の全部または一部を第三者に再委託することができるものとする。

２．乙が再委託先候補に対して再委託する場合、書面をもって再委託契約を締結しなければならない。

３．乙は、再委託先が本契約の各条項を遵守するよう管理監督するとともに、それらの業務の実施に係る一切の行為に関して、乙が為したものとして、甲に対し一切の責任を負う。

第５条（報告）

１．甲は、乙に対し、必要に応じ本件業務の進捗状況について報告を求めることができるものとする。

２．乙は、甲に対し、個別契約に報告期日を定めた場合は、その期日に本件業務の内容等を記載した報告書を提出しなければならない。

第６条（設備等）

　乙が本件業務の遂行上必要とする作業実施場所、システム等の設備等は、原則として乙において調達するものとする。

第７条（資料等）

１．甲は、業務委託発注書の他、必要に応じて乙が本件業務の遂行に必要とする資料等（以下「資料等」という。）を提供するものとする。

２．乙は、資料等を善良なる管理者の注意をもって利用するものとし、かつ本件業務以外の用途に使用してはならない。

３．乙は、資料等を、本件業務の遂行上必要な範囲内で複製することができるものとする。

４．乙は、資料等及び前項の複製物を、当該資料等の利用目的の終了後、速やかに甲に返却するか、甲の指示に従った処置を行うものとする。

第８条（業務の完了）

１．乙は、本件業務を完了したときは、個別契約に定める期日までに本件業務の成果を甲に報告しなければならない。

２．乙は、理由の如何を問わず個別契約に定める期日までに本件業務を完了できないと判断した場合は、その旨甲に通知し、甲乙協議の上、速やかに対策を講じるものとする。

第９条（請求および支払方法）

１．乙は、本件業務の完了後、当該完了の日の属する月の末日に請求書を発行して甲に送付するものとする。

２．甲は、本件業務の対価として、請求書記載の金額を、請求書発行の翌月末日までに乙の指定する銀行口座に振り込んで支払うものとする。ただし、振込手数料は甲の負担とする。

第１０条（権利の帰属）

１．本契約に基づき甲から乙に提供される記事等の著作権（著作権法第２７条および第２８条に定める権利を含む）その他一切の知的財産権は甲に帰属するものとする。

2. 前項の定めに拘わらず、乙（個別契約の再委託先がある場合は再委託先を含む。以下、本項において同じ。）が個別業務の着手前から有している知的財産権は乙に留保されるものとする。

第１１条（第三者の権利侵害）

１．甲及び乙は、本件業務の実施にあたっては、第三者の権利を侵害しないよう留意する。

２．甲及び乙は、本件業務の実施にあたり、第三者から何らかの訴え、異議、請求等がなされた場合、甲乙協議の上、当該第三者との紛争を処理する。

第１２条（損害賠償責任）

甲または乙が、故意または過失によって本契約または個別契約に違反し、相手方に損害を与えたときは、その損害を賠償する責任を負うものとする。ただし、当該賠償責任は、損害賠償の事由が発生した当該個別契約に基づいて、乙が甲から現実に受領した業務委託料の総額を上限とする。

第１３条（不可抗力）

　　いずれの当事者も、自らの合理的な支配の及ばない状況（火事、停電、ハッキング、コンピューターウィルスの侵入、地震、洪水、戦争、疫病、通商停止、ストライキ、暴動、物資及び輸送施設の確保不能、又は政府当局による介入を含むがこれらに限定されない。）により本契約上の義務（支払期限にある金銭債務は除く。）の履行が遅延した場合、その状態が継続する期間中相手方に対し債務不履行責任を負わないものとする。

第１４条（中途解約）

甲は、乙に対し、解約日の１ヵ月前までに書面による通知をすることで、個別契約を解約することができる。この場合、甲は、乙に対し、解約の時点で発生している乙に対する債務につき、個別契約の進捗の割合から算出される合理的な金額を支払うものとする。

第１５条（契約の解除）

１．甲または乙に本契約または個別契約に違反する行為があり、相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、かかる違反が是正されないときは、相手方は本契約および個別契約の全部または一部を解除することができるものとする。

２．前項の規定にかかわらず、甲または乙に以下の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合、相手方はただちに本契約および個別契約の全部または一部を解除することができる。

(１)差押、仮差押、仮処分、または競売の申立てがあったとき、もしくは公租

公課を滞納し、督促を受けたとき、または滞納処分による差押を受けたとき。

(２)手形、小切手が不渡りとなったとき。

(３)支払の停止または破産、民事再生、会社更生、もしくは特別清算の手続開始の申立てがあったとき。

(４)清算に入ったとき。

(５)解散（合併の場合を除く）もしくは営業の全部を第三者に譲渡しようとしたとき。

(６)その他信用状態が著しく悪化したとき。

(７)第１６条の規定に違反した場合。

３．甲に第１項または前項各号の一に該当する事由が生じた場合には、甲の乙に対する一切の金銭債務は、乙からの通知催告がなくても当然に期限の利益を失い、乙は甲に対し、直ちに債務の履行を請求することができるものとする。

第１６条（反社会的勢力に当たらないことの保証）

１．甲および乙は、自社、自社の親会社、子会社および関連会社、ならびにこれらの役員、従業員、主要な株主および取引先（その役員、従業員を含む）等が、暴力団および暴力団関係企業等、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団または個人に該当せず、かつ関与していないことを表明し、保証する。

２．甲および乙は、前項に違反する事実が判明した場合、相手方に対して何らの通知、催告を要せず、直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。

３．甲及び乙は、前項により本契約の全部又は一部を解除した場合、当該解除により相手方に損害が生じても、これを一切賠償しない。

第１７条（秘密保持）

１．甲および乙は、本契約および個別契約に関連して知りえた情報であって、秘密である旨を表示して提供された相手方または顧客の技術上・販売上その他業務上の情報を、相手方または顧客の事前の書面（電子メールを含む）による承諾がない限り、第三者（再委託先を除く）に開示または漏洩してはならないものとし、本件業務以外に使用してはならない。

２．前項にかかわらず、次の各号に定める情報は、秘密情報から除外するものとする。

①相手方から開示を受ける前に、自ら正当に保有していたことを証明できる情報

②相手方から開示を受ける前に、公知となっていた情報

③相手方から開示を受けた後に、自らの責に帰すべからざる事由により公知となった情報

④情報を受領した側の当事者が、正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報

⑤情報を受領した側の当事者が、開示された情報によらず独自に開発した情報

３．甲および乙は、本契約または個別契約が終了後、速やかに開示された秘密情報の一部または全部を含む秘密情報資料（複写物を含む）を、相手方の指示に従い、返還または破棄するものとする。破棄したときは、その旨を書面にて相手方に通知するものとする。

第１８条（権利譲渡の禁止）

甲および乙は、相手方の書面による事前の承諾がない限り、本契約または個別契約上の権利を第三者に譲渡してはならない。

第１９条（専属的合意管轄裁判所）

甲および乙は、本契約または個別契約に関し紛争が生じたときは、訴訟物の価額に応じ、東京地方裁判所または東京簡易裁判所をもって第一審の専属的管轄裁判所とすることに合意する。

第２０条（契約期間）

１．本契約の有効期間は、本契約締結の日から１年間とする。ただし、期間満了の１か月前までに甲乙いずれからも何らの意思表示もないときは、本契約と同一条件で更に１年間延長されるものとし、以後も同様とする。

２．本契約を更新せず、終了させる場合は、前項ただし書きに定める意思表示を行ったうえ、甲乙記名捺印のある本契約終了の覚書を書面で作成するものとする。

３．個別契約が本契約の終了時に存続している場合については、前項の規定にかかわらず、本契約が当該個別契約の存続期間中効力を有するものとする。

第２１条（協議）

本契約および個別契約に定めのない事項および解釈につき疑義を生じた事項については、法令、商慣習等によるほか甲乙協議して、信義誠実の原則に基づき円満に解決するものとする。

甲および乙は、本契約成立の証として本書２通を作成し、両者記名押印の上、各１通を保有する。

令和元　年　　　　月　　　　　日

|  |  |
| --- | --- |
| 甲 | 東京都・・区・・・１－１－１ |
|  | ・・・ビル・・階 |
|  | 〇〇株式会社 |
|  | 代表取締役　田中　太郎 |

|  |  |
| --- | --- |
| 乙 | 東京都・・区・・・２－２－２ |
|  | ・・・ビル・・・階 |
|  | 株式会社△△ |
|  | 代表取締役　山田　次郎 |